

平成19年度 第10回規制改革会議 議事録

1. 平成19年12月6日(木) 14:30～15:39

2. 場所：永田町合同庁舎1階第1共用会議室

3. 出席者

(委員) 草刈隆郎議長、八田達夫議長代理、有富慶二、翁百合、小田原榮、川上康男、木場弘子、白石真澄、中条潮、福井秀夫、本田桂子、松井道夫、松本洋 米田雅子 各委員

(政府) 中川副大臣

(事務局) 浜野内閣府審議官、小島規制改革推進室長、関参事官、田島室参事、岩村企画官、池田企画官

4. 議題

答申案文審議

5. 議事録

○草刈議長 では、定刻ですので、第10回「規制改革会議」を開会いたします。

本日はお忙しい中、中川副大臣に御出席を賜りまして、ありがとうございます。

また、今日は15人全員の出席ということでしたが、安念先生が御欠席ということでございます。

早速でございますが、会見に当たりまして、中川副大臣からごあいさつをちょうだいできればありがたいと思っております。よろしく願い申し上げます。

○中川副大臣 どうも皆さん、御苦勞様です。開会に当たりまして、一言ごあいさつ申し上げます。

12月に入りまして、草刈議長を始め、委員の皆様が第2次答申のとりまとめに向け、詰めの作業に取りかかっておられると存じます。これまでの委員の皆様方の御尽力に深く感謝申し上げます。

各分野での粘り強い折衝のおかげで、各省からの前向きな対応を引き出された課題も少なくないと伺っておりますが、残された課題にはまだまだ見解の開きがあるとも聞いております。

いずれにしましても、是非国民から支持のいただけるような幅広い正論をもって議論に臨んでいただきたいと思っております。今年の作業はいよいよ佳境になりますが、委員の皆様には引き続き、精力的な御審議のほどどうぞよろしくお願い申し上げます。

○草刈議長 どうもありがとうございました。今おっしゃいましたとおりタスクフォースは正念場ということで、あと2週間程度の時間しか残されていないのかなと思っておりますが、精一杯努力を皆さんにさせていただいておりますので、中川副大臣には引き続き、お力添えをいただければと思っておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。前回の会議で第2次答申の素案について御議論をいただきましたけれども、今まさに各タスクフォースで審議を深めていただいているところでございますので、今日はその後の折衝で合意ができつつある事項、まだ開きがあって残されている課題あるいは予定等について、タスクフォースの主査から御報告をいただきたいと思っております。意見交換はすべての報告が終わった後にしたいので、よろしくお願いをいたします。

あらかじめお断りを申し上げておきたいのですが、本日もまたお配りしています答申案及び会議の議事録につきましては、当面の間、非公表とさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。これまでの審議を踏まえた答申の案文については、お手元にお配りしたとおりでございます。

規制改革推進のための第2次答申案というものです。この答申案の目次にある第2章の順番に各分野2分程度で御説明をいただいて、議論をさせていただければと思います。

それでは、よろしく願いいたします。まず最初に松井委員から、医療問題についてお願いいたします。

○松井委員 では、簡単に。まず最初の混合診療に関してですけれども、お手許配布資料では「混合診療の解禁」と題されていますが、正確には「混合診療禁止措置の撤廃」であります。前回の規制改革会議では、保険局長と公開討論をしたことについて御報告申し上げましたけれども、その後、答申案分を作成し、厚生労働省に提出いたしました。これにつきましては、残念ながら、昨日夕刻に全文削除という回答がまいりました。今後は、これを前提にして厚労省と鋭意折衝してまいりたいと思います。

尚、一昨日、参議院の厚生労働委員会において、混合診療がテーマとして取り上げられたと聞いております。中川副大臣には御答弁に立たれた上で当会議の取組みを御説明いただいたと伺っておりますが、大変ありがたく、御礼申し上げます。中川副大臣におかれましては、今後ともますますの御協力をお願い申し上げたいと思います。

医療分野に関するその他のテーマについては、まさに現在、案文折衝中でありまして、細かい内容については折衝中なので割愛させていただきますが、テーマは大まかに言って、第1が医師不足でございます。

第2は、医療現場ではまだ質を重視する仕組みが十分とは言えず、無駄や非効率が蔓延しておりますので、これを改善し、さらなる質の医療ということを目指す上で必要な取組みについて調整しております。

第3は、医療費の膨張に対する抑制策として有効な後発医薬品について、その使用促進のための取組みをどのようにすべきかということでございます。

いずれも重要なテーマでございますので、粘り強く議論をしていきたいと思っております。

以上です。

○草刈議長 どうもありがとうございました。

続いて、福祉、保育、介護関係です。白石委員お願いします。

○白石委員 それでは、お手元の資料の11ページからが、福祉、保育、介護分野でございます。

この福祉も保育も介護もやはり市場が健全に発展していくには、利用者がきちんと事業者を評価して、それが利益に結び付いていく仕組みやユーザー側にいろんな情報が適宜提供されて、それに従って利用者が選びやすい仕組みとか、保育や福祉を支えていく専門人材がきちんと育っていく仕組みが必要でございます。

いずれもこういうところをゴールとして、厚労省と折衝を進めてまいりました。こちらが求めま

した多くの部分の各論については歩み寄りをいただいておりますが、大きな根幹である保育の直接契約のところはまだ平行線でございます。

昨日も厚生労働省と公開討論をいたしました。テーマは昭和 22 年にできました児童福祉法の中で「保育に欠ける」子どもを保育所で預かるというところなのですが、私どもは「保育に欠ける」というものを「保育を必要とする」というふうに変えられないかということを上げたり、措置から申し込みに変わりましたが、依然として措置の思想が残っている保育所制度を利用者が直接施設に申し込むという契約方式に変えられないかということを上げましたが、物別れに終わっております。

「保育に欠ける」要件を「保育を必要とする」ということに変える。もしくは利用者と施設が直接契約するという方式に転換すると、いずれも利用者が殺到して財源が膨らむと。今のトレンドで行くのであれば 7,700 億の財源が要るので、財源が手当できない限りは制度の見直しができない。法律改正ができないというお答えをいただきまして、引き続き、粘り強く折衝してまいりたいと思います。

何となく昨日の厚労省の局長の話聞いていますと、信仰している経典が違うと申しますか、パソコンで言えば全くプロトコルが違うものを触っているのではないかと。こちらはユーザー側の発想に立っているわけですが、非常に前時代的な措置の思想が色濃く残っているなと感じました。残り時間わずかですけれども、少しでも歩み寄れるように頑張りたいと思います。

以上でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。頑張ってくださいと思います。

教育研究関係で福井委員、その後住宅・土地も続けてお願いします。

○福井委員 教育関係は 27 ページ以降です。文科省との議論が大分詰まりまして、大方のところはかなりの程度合意ができています。あと若干残っておりますのが、児童生徒、保護者による評価を、匿名性を担保してきちんと行っていただく、という点です。この点について、まだ隔たりがありまして、これも連日、例えば明日もまた議論の機会がありますが、理解を求めていきたいと考えています。

1つ、既に決着した点で新しい進展がございました。30～31 ページにかけまして、都道府県立高校の懲戒処分が大変不透明、不適切になされているという実態を把握したところです。例えば無期限自宅謹慎処分といって、親を伴わない外出を禁止して2か月以上も経過するといった人権侵害に近いような事例の情報も最近もございました。

こういった事例等を踏まえて、きちんとルールをつくるべきではないか。しかもバランスの取れた人権を侵害しないようなきちんとした客観的な基準にすべきではないか、という問題提起について、文科省の全面的なご理解が得られまして、これについては全国の都道府県立高校に対しての情報収集等何らかの通知等をしていただくという方向での決着となっております。

今までで隔たりがあるのが、34～35 ページにかけての指導要領の問題です。学習指導要領の大改訂ですけれども、十分な根拠なく、高校では、「地理歴史」の中で日本史、世界史、地理という科目のうち、世界史だけを必修として、日本史や地理についてはやらなくてもいいという不自然な形

での必修科目が残されようとしています。これについては、全部必修にするか、あるいは全部選択がむしろ適切ではないか、ということについて、現在議論をしているところです。

これについては、内閣府として、学習指導要領高等学校における世界史必修に関するアンケート調査を実施中です。文科省が世論調査や国民の意向などを統計的に聴取していないので、内閣府として独自に、学校制度の保護者に関する意向の調査とセットで、現在調査中です。果たして今の方向が妥当かどうかということについて、国民の意向も把握した上で更に議論していきたいと考えています。

高等教育関係についてもかなりの進展がありました。国立大学交付金の配分につきまして、これまでの運用なり基準の設定について、いろいろ問題があるという認識について一定の共有ができています。

これについては大学の教育研究を中心とした取組みを促すインセンティブとなるように、各大学からの情報提供を必須として行っていくという点で了解が得られておりまして、まだ細部は詰めている最中ですが、かなりの進展があったと思います。また、競争的研究資金につきましては、ほぼ私どもの要請どおりに各省庁と合意ができつつあるという段階です。

続きまして、住宅・土地関係です。この中で2点大きな未解決課題があります。

1点は不動産競売制度です。不動産競売につきましては、現在裁判所の独占ですけれども、これについては米国同様、民間も選べる制度にしてはどうかという3年越しの課題がございますが、本年度末、すなわち来年3月末が法務省の検討期限であるにもかかわらず、現時点で方向も結論も出ていないという大変遅延した状況にあります。

何らかの方向なり配慮事項について、答申で書き込めるようにできないか、という方向で交渉中ですけれども、隔たりが大きいというのが現状です。これにつきまして、内閣府等の調査で別途お配りしておりますが、不動産競売制度に関する国民意識調査というものと、不動産競売制度の改善方策に関する専門資格者アンケート調査という2点を、まさに昨日、一昨日で一定の精度で集計をしたところです。

細部については精査の上、近々公表予定ですが、例えば関連業者専門資格者アンケートでは、多くの専門資格者や金融機関等はこのような民間競売をオプションとして認める制度に賛成という結果です。

一般市民につきましては、インターネット調査ですけれども、4ページをごらんいただきますと、多くの方は期間短縮化や高値売却の効果が得られると考えている。結論としては5ページにありますが、民間競売があった方がいいだろうという回答が66%、そう思わないという回答が9%ということで、国民の支持も多いことも判明しました。時間もあまりありませんけれども、このような基礎データを中心に、法務省の理解を得るように現在交渉中という段階です。

もう一つ、固定資産税評価につきまして、総務省の固定資産税部局と建物の固定資産評価の在り方について、現在の評価の在り方が土地の有効利用を阻害するのではないかという観点で議論してきましたが、つい最近になりまして、税制調査会で審議することだから、規制改革会議はそういうことについて意見を言うべきではないのではないか、というそもそも論の御指摘がございまして、

それは税制調査会でやっていただくのは勿論結構ですけれども、規制改革の観点から理由のあるところはちゃんと議論の内容についての審議に応じていただきたいということを、今強く申し入れているところです。

○草刈議長 では、続きまして、生活・環境関係で本田委員、お願いします。

○本田委員 生活・環境は 57 ページからでございます。先般、議長からもお話がございましたように、地球温暖化というグローバルな課題に対して、京都メカニズムがございまして、その中で温室効果ガスの削減が図られているわけでございます。一部のメーカーを中心に大きく温室効果ガスの削減が進められている中、家庭と業務分野においては増えているという状況がございまして、それを踏まえまして、生活・環境タスクフォースでは、環境を中心に3つの目標を掲げて今回はやっております。

1つ目が廃棄物処理の効率化。2つ目が効率的な資源循環を可能にする仕組み。3つ目が地球温暖化対策の合理的な推進でございます。

具体的に今、関係省庁に合意をいただいておりますのが、1つが在宅医療廃棄物の適正処理。これに関しましては、処理のガイドラインが非常に不明確であって、自己注射の注射針などの回収がきちんと進んでいないという問題を環境省の方でも御認識いただき、ガイドラインをつくって配布をするということに同意をいただいております。

加えまして、廃棄物処理法に関しましては、その申請等手続きに住基ネットが使えない数少ない分野になっておるわけですが、これに関しても電子化・効率化について御同意をいただきまして、進めていただいております。

残っておりますのが中間処理前における廃棄物の選別。やはり廃棄物をいかにきちんと選別するかというのは非常に大事なわけでございますが、この選別というのをどこまでどういう形でできるのかということに関して、かなりのところが実は今も規制上できるのですが、可能であるということが地公体並びに排出者及び処理業者に伝わっていないので、この周知徹底を環境省と相談をさせていただいております。今日もこれから折衝させていただくことになっておりますので、是非ここは頑張っていきたいと思っております。

あと幾つかあるのですが、大きなものが排出量取引、排出権取引、排出クレジット取引です。数百億円単位で日本の企業及び政府がもう購入を始めておりまして、来年は 2,000 億円を超える量の購入をする予定があるわけですが、税会計等を含めまして、取扱いが非常に不明確になっております。

これはいろいろな官庁をまたいでおりまして、環境省、経済産業省、国税庁、金融庁とお話をさせていただいているわけでございますけれども、実際に取引が起こっていることをかんがみて、関係省庁間での連絡を機密に取り合い、ルールの明確化をお願いしています。

一例挙げますと、先ほど排出量、排出権、排出クレジットと申し上げましたけれども、各官庁で呼び名が違います。これが非常に重要であるということに関しては関係省庁の御理解を賜っておりますので、ここはもう少し詰めていきたいと思っております。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。

では、地方の活力・地域生活の向上に移ります。農林水産業を八田議長代理からお願いします。

○八田議長代理 農地の情報が農協だとか土地でいろいろと独占されていた面があるので、それを開放してほしいということが農業に関する大きな要望でした。それについては前向きの答えが今まで出ています。

農業に関してはほかにもいろいろと合意できているんですが、今、一番農水省の態度がかたいのは 82 ページの公認会計士監査の導入というところであります。これは非常にかたいです。

今年初めてやっている林業についても、林地のさまざまな情報に関して開示が進んでいなくて、林業組合がある意味で情報を独占しているという面がありましたが、これについての開放の検討も同意してもらいました。例えば 99 ページの路網整備の促進などということも合意することができました。林業についても今、大きく隔たりがあるのが、107 ページの公認会計士の監査の導入です。

水産業も今年初めてやったんですが、これはいろいろと進展がありました。まず、111 ページですが、現在のところ、科学的な根拠に基づいた漁獲量を超えて総漁獲可能量が設定されているのをちゃんと科学的な水準にできる限り近づけるということについて同意してもらっています。

112 ページですが、T A C がオリンピック方式ですから、それを I Q 制度という個別の船ごとの漁獲量を割り当てる制度に広げることを検討することについても基本的に飲んでもらっています。

今もめているのは、漁獲量を船ごとに一度割り当てて、その後、権利を売り買いすることに関してもです。我々は売り買いできるようにすべきだと考えていますが、農水省は一気にそこまで行くのはきついというのが今の状況です。

漁業権の問題については 115 ページの上の方で、今漁協がさまざまな団体に対して漁業権を渡すときの優先順位について実態調査をやってくれることについて同意を得ています。

漁業についてももめているのは、123 ページの公認会計士監査の導入であります。

公認会計士監査を組合に対して導入するというのは、3つの組合に一斉にやる必要が将来的にはあるのではないかと思います。農業については、外部監査の導入を含めて検討することが前に合意できています。ところが林業とか漁業については、全くそういうものを含めて検討をするという段階にもなっていません。したがって、それをそろえてやるというのが1つの手立てではあるうと思います。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。

それでは、地域振興関係を川上委員からお願いします。

○川上委員 地域振興の方は 125 ページからになります。地域振興という立場から地方公共団体の保有する資産の有効活用、国庫補助金を受けて整理された施設の財産処分、企業立地の促進という3つの観点から折衝を行っているところです。

まず1点目の地方公共団体の保有する資産の有効活用。これは地方公共団体が持っている庁舎等ですが、これは基本的に行政財産ということで売却禁止ということになっております。売却する場合には一旦その庁舎から出てくださいということで、一旦出て、売却をして、また改めて入り直す

ということをやリなさいとなっているんです。

これを運用上もっと簡素化できないかということでやっているわけですが、この件に関しては、ヒアリングをしたときには、これは運用上だけの問題で、実質的には行政機能を維持したまま手続きできるのではないかとのことだったのですが、案文に落とし込んでいく段階ではその辺がまだ折衝中という状況でございます。

国庫補助金を受けて整備された施設を目的以外で利用する場合には、その補助金を返さないといけないという規定があるわけですが、これについては柔軟な運用をするよう現在、厚生労働省、農林水産省、環境省とヒアリングをやりながら、この3つの省庁と折衝中であります。なお、農水省並びに環境省においては、おおむね合意が取れつつあるという状況でございます。

工業立地の促進という点においては工場立地法の見直し。これはまず生産施設面積の見直し。今10～40%まで段階的に生産施設面積が業種別によって分けられておりますが、これの緩和並びに緑地帯の面積率の緩和。この2つを経産省とはおおむね合意が取れつつあるという状況になっております。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。事務局に質問なんです、今回の資料の「具体的施策」の部分というのは、所管省庁との間で既に合意が取れているものもあれば、折衝中で合意に至っていないものもあるという理解でよいのですか。

○関参事官 分野によっては大体合意できているところもあると思いますけれども、まだ折衝中と御紹介のあるものは、おおむねまだ。

○田島室参事 要するにそれを色分けしているわけではございません。

○草刈議長 そうすると、これを見ただけでは、OKになったのかOKになっていないのかはわからないということですね。

○川上委員 基本的には今、リースバックの方は折衝中でございます。国庫補助金のところの厚生労働省も折衝中。それ以外は大体合意が取れています。

○草刈議長 全部いろいろと見ていると、随分合意できているところがたくさんあるように見えるのだけれども、全然違うねということですか。

○福井委員 会議の要求ベースが並んでいて、中には決着したものもあるということだと思えます。

○草刈議長 中にはさっきもおっしゃったように、取れたものもあるという理解をしておけばいいんですね。皆さんに、もうやることないではないかと思われるといけないので質問だけです。ありがとうございました。

続いては、有富委員から国際競争力強化の貿易、中条委員から運輸、翁委員から金融と3つ続けてお願いします。

○有富委員 それでは、貿易タスクフォースの状況について御報告を申し上げます。

一時は相手の岩盤が固くてどうなるかと思っていたんですけども、最終的にはかなり進行したのではないかと考えております。

まず1つは、どでかいテーマで、輸出におけるいわゆる「保税搬入原則」といって、関税法の67条の2に、1回保税エリアに入れてからでないという決まりが書いてあります。これを外してもらうことによってサプライチェーンのスピードを上げたいというのがねらわれたんですけども、最終的にはかなり進みました。その法律を変えるところまではいっていませんが、電子申請し、貨物のセキュリティがきちんと担保できれば実際は保税エリアに入れなくても輸出申告をできるような制度をつくり、それがスタンダードになるようにしますというようなところまで来ましたので、これはかなり進歩かなと思います。そうすると将来的には、公正な輸出者のものは速やかに輸出できる可能性がある。税関がいろんな情報から、これを持ってこいと言ったらフォワーダーにしる倉庫会社にしる速やかに持って行く制度は、勿論セキュリティのために重要なことなので残すけれども、一般にまじめにやっている会社の貨物はすっと通す仕組みになるところまで合意できましたので、これはかなり進歩かなと思っています。

次にシングルウィンドウの点ですけれども、これもぎりぎりまで行っています。コンピュータの仕組みの使用率が低い現実があって、3割とか5割しか使われていないので、これはどうするんだと。中条委員がインセンティブを与える方法を考えてはどうかといったら、国交省は最初はノーだったんです、いわゆる啓蒙はしますと。教えてあげるだけであって、つまり、皆さんどうぞお使いください、使っていただいたらこういうメリットがありますというようなことは言わないと、最初は言っていたんですけども、最終的にインセンティブという言葉が入りました。

次の原産地証明の自己証明の件なんですけれども、今、交渉中だから約束できないと言っているけれども、スイスとのEPAでは自己証明の導入が話題になっています。問題は自己証明が導入されたとしても、それが個別対応の設計で済んでしまったら問題があって、これを機に基礎的な自己証明の仕組みを整備しておけば、次の先進国とのEPA、FTA交渉の時にベースとして利用できる可能性がある。スイス単独で作ってしまったら、次はまた一から設計という話になってしまう。しかし、そこは自己証明制度のベースを整備するというところまで行きましたから、これもOKです。

4つ目は、国交省がやっているスーパー中枢港湾の問題です。これは国交省が計画表、ロードマップをつくるというところまで約束しました。リードタイムを24時間以内にする、コストを30%ダウンする。しかし、どうやってダウンするか。彼らがそういう言葉だけをうたい文句にして出して、結果が達成できなくても問題がないとさせないように、方法論まで出させてチェックができる体制に持っていったということは評価ができるだろうと思っています。

以上です。

○草刈議長 中条委員、続けてください。

○中条委員 それでは、国際航空についてです。慶應義塾大学の野球部は六大学野球で優勝すると大騒ぎなんですけれども、その程度には進んでおります。しかしながら、世界の航空自由化の水準はメジャーリーグであるということです。

ですから、六大学野球で優勝程度には私も評価はしております、5月答申以降進んだ部分というのは、基本的に145ページの航空会社の競争力向上のための環境整備。ここの部分は5月答申よ

りも更に進んでおります。そのための規制緩和という項目が幾つかありますけれども、これは着実に進んでおります。

もう一つ前のページに空港使用料の在り方の検討ということで、時間帯別の料金制度を入れろということを入りを5月答申にあり、これも検討時期等々について更に進んでいるという形です。

もう一つ前のページですけれども、142 ページに航空自由化交渉の推進。これは平成 19 年度以降に継続的实施という、書き方としてはかなり弱い書き方なんですが、実はこれは実際に8月に日韓交渉自由化交渉が締結しました。つい最近、日本とタイとの間で乗り入れ地点を自由にするという交渉が実現しました。ですので、ここは着実にやっているわけですが、ここは評価していいところかと思えます。

もう一つ、143 ページの国際航空運賃の自由化です。これも 143 ページの国際航空運賃の自由化。これも 20 年度中には完全に自由化しますということで、更にもう一步進んでいるというところがあります。

それに対して進んでいないのが、羽田空港の容量拡大というところの話でありまして、この部分については今回は書かないで、次回きちんとやるよということで対応をしていこうと思っております。

もう一つ、今、議論中であるのが、これは公正取引委員会等の関わりもあるんですけども、143 ページの国際航空協定における独禁法の適用除外制度ですね。いわゆる I A T A の適用除外についてどうするかが今まだ議論しているところです。公正取引委員会の報告書が出たあと、その報告書に対して国交省が自分たちの態度を表明して、それに対して私たちが、これはいかぬとかこうしろとかいうことをまた言わなければいけない。そういう段取りになっておりますので、ここはまだ議論をしている最中です。

続きまして、145 ページの②の道路空間を活用した駐車需要マネジメントの推進。これは要するに路上駐車にもっと市場メカニズムを入れて、価格メカニズムを取り入れましょうという話です。

これは意外とうまく行きました。ただ、自治体ベースの話なので、本省の方から警察及び国交省の方からどれぐらい言えるかということはあるんですけども、ともかく前向きに対応するという本意と約束しました。それを更に拡大して、大々的に路上駐車への価格メカニズムのお導入がどれぐらい進むかというのはもう少し先の話になるかと思えます。

その後が 147 ページの乗合バスと 148 ページの離島航路の話で、要するに地方の活性化の中で乗合バスや離島航路について、もっと活性化につながるような補助制度の在り方を考え直すべきではないかということです。これはまだそれについて国交省と検討をするという段階でありますけれども、第一歩としてこういう形で進めていきたいということまでは一応合意ができているという状態です。

以上です。

○草刈議長 ありがとうございます。

では、翁委員、お願いします。

○翁委員 金融分野は 149 ページでございますが、ほぼ決着しております。日本の金融市場のグロ

一バルな中での地盤沈下という危機意識については、金融庁の方も同じような危機意識を持っていて、その意味では今回非常に大きな規制緩和が進むと感じております。

私どもの大玉としては 151 ページから 3 つ、規制監督手法の見直し、金融の業務範囲の規制緩和、その中にも入るんですけども、ファイヤーウォール規制の見直しの 3 点について、やってまいりましたけれども、これについてはすべて前に進むという方向になっておりますし、各論につきましても粘り強い交渉の結果、特に業務範囲規制緩和が進みそうです。

少し御説明しますと 151 ページの下からですけども、一番下のところ、詳細なルールによる金融規制ではなく、もっと自主規制機能を生かしたり、プリンシプルベースというのは、例えば内部統制をきちんと個々の金融機関が自主的に構築するというような規制の手法にしていくということについて、そういった検討を行っていく方向になっておりますし、またエンフォースメントということに関しては、例えば検査などについての明確性、透明性の向上などについても検討を行うということになりました。

業務範囲規制。今回はこれが一番大きいですけども、やはり金融コングロマリット化というのが欧米でどんどん進んでいますが、日本は非常に競争力が劣っておりますので、右側の 153 ページになりますけれども、今後その金融コングロマリットの競争力強化、監督体制の確保ということについても検討を行っていただく形になりました。

銀証のファイヤーウォール規制については、やはり M & A の場などで日本の金融機関の名前がほとんど出てこないという状況ですけども、これも規制緩和によって少し環境が変わってくるとよいと思っています。

各論につきましても例えば 155 ページからのリースに関しても、銀行や保険会社本体でリース業務を行うことに関しても検討が行われることになりましたし、157 ページの一番下になりますけれども、これはグローバルな面だけではなくて地域の企業再生ということに関して、例えば地銀などが株式を子会社などで保有して、再生に取り組むということも認められるよう検討をしていくということになっています。

また、証券業に関しても金融取引業関係につきましても、プロ向け市場の創設とかさまざまなことが進みそうですし、保険につきましても 162 ページになりますけれども、保険会社本体で信託業務などが実施できるということで、個別のものにつきましてもさまざまな規制緩和が進む方向になっております。

以上でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。

時間が押してきましたが、最後は機会均等のところで、労働分野から福井委員にお願いします。

○福井委員 労働分野では、大きな論点だった派遣請負の区分につきまして、昨日決着が付きまして、区分の一層の明確化について、大きな第一歩を踏み出せたと思います。

もう一つの大きな課題でありました、労働政策の立案について、使用者、労働者の組合、公益という審議会の三者構成では、うまく国民の利害を吸い上げられないのではないか、という問題提起につきましても、歩み寄りが見られまして、172 ページですが、組織化されていない労働者や使用

者を含む潜在的な国民の声を、調査等を通じてきめ細かく把握して、それを反映する、という点について了解が得られました。大きな進展があったと思います。

○草刈議長 逐次実施と書いてあるけれども、これはどういう意味ですか。

○福井委員 その都度やっていくということです。

○草刈議長 これで向こうはOKと言っているんですか。

○福井委員 OKをしています。

○草刈議長 どうも失礼しました。

では、八田議長代理、雇用就労をお願いします。

○八田議長代理 雇用就労は基本的にほとんど終わっています。まず保育士については中学卒、高卒の人が保育士試験を受ける場合には、受ける前に5年ないし2年の実務経験が要ということなのですが、それを家庭的保育の経験を実務経験としてみなすことについて検討開始することになりました。

更に短大レベル養成施設の学校があります。そこを卒業すると、試験を受けなくても保育士になれます。高卒でなくても子育ての経験があったら養成施設に入れるようにするというのも合意できました。

175 ページの（ア）は理容師や美容師の資格試験の教科書を見ると、本当に要らないことばかりいっぱい書いてあるんですね。オームの法則、プリズムに関する物理の法則から何からいろんなことがある。それを、必要なもののみにするように見直しを行うというのが、（ア）の一番最後の「理容業務及び美容業務に関連の深い内容を中心とした構成になるよう見直しを行うべきである」です。

それから、理容師が美容師になるときに学校で学ぶことにあまりに重複することが多いので、これは 175 ページの（イ）の一番最初の下から 2 行目で「修業年限を見直すことが必要であるという意見があることも踏まえつつ、免除範囲が拡大することを検討すべきである」となりました。

次は、176 ページの生活保護です。生活保護世帯が受ける医療扶助の本人負担は 0%です。このため、お医者さんが薬漬けにしてしまうということが多いという状況です。その結果、生活扶助よりも医療扶助の方が金額が大きい。したがって、自己負担を求めることを何とか入れてもらおうと思ったんですが、どうしてもその文章でできないというので、176 ページの第 1 パラグラフの下から 4 行目ぐらいで、「このような扶助状況は生活保護からの脱却を阻害する要因にもなっている。必要以上の受診を解消するためには」というのがありますが、措置を検討するということが取れました。ここのように一部負担を求める制度でというふうに陽表的にはでませんでした。

勤労控除の見直しも、働いて 5,000 円稼いだら、ほとんど 5,000 円分の生活扶助を減らされるという現行制度を改めていくよう検討するということになりました。

以上です。

○草刈議長 どうもありがとうございました。

それでは、海外人材ですが、有富委員からお願いします。

○有富委員 ここでは 2 つありまして、まず 2 番目の研修技能実習ですけれども、ここは要は、不

正行為をはたらく受入れ団体をどうチェックするかということと、実習生の保護というところを、まずは根本問題よりも現象面を解決しようということで、合意が進んでいます。

それよりも1番目の外国人登録制度。これは先日、公開討論までやっていただいたものですが、結論から言うと、その後2週間経って、相手が言う「ロードマップ」というのを持ってきたんですけども、我々から見るとただの「スケジュール表」だというものなんですけども、とにかく出てきました。

ですから、結論から言うと、今まで法務省が、総務省がやってくれないからどうのこうのと言っていたのが、どうやら法務省が総務省に協力を要請したらしいんです。30日のヒアリングでは、出席していた総務省の2人、法務省から2人と、総務省と法務省で4人の課長が含まれた課長会議というのをつくって、そこできちんと論点整理をする。それを内閣官房がきちんと調整して、ちゃんと報告しますという体制ができました。ヒアリングが終わってから、大分変わったよねと言ったら、相手の課長は変わっていませんと言っていましたけれども、明らかに姿勢は変わっています。進むと思います。

以上でございます。

○草刈議長 ありがとうございます。

では、中条委員、ネットワークから競争政策までやってください。

○中条委員 エネルギーのところは先ほど折衝があったばかりなので、八田議長代理からお願いできますか。

○八田議長代理 電気は、1つを除いて基本的に合意できています。現在、電気に関しては取引の24時間前に市場がありまして、翌日の30分ごとの値段が付くようになっています。

けれども、本当のぎりぎりのときに予定よりもよけいに買ったり少なかったりした場合に用いる、精算措置があるんですけども、その途中に一つ市場をつくること。今度は使い過ぎない場合の精算の価格のメカニズムがかなり弱かったんですけども、それをより良いものにする。そういうようなところがメインで合意できました。

1つ取れていないところがあると先ほど申し上げたのは、排出係数の問題です。今、1年間を通じた平均のCO₂排出係数を電力会社にも新規参入社でも出させるということになっています。しかし、電力会社は何しろ原子力発電を持っていますから、平均排出係数はすごく低く出ます。そうするとピーク時に仮に電力会社が石炭を燃やして、新規参入者がガスを燃やしていても、購入する方としてはむしろ電力会社の方がCO₂排出が少なく見えてしまいます。それはまずいから、時間帯ごとの排出係数を出すことにする線で、今ほぼ決着しかけたかなというところなんです。これは余り向こうが突っぱねるから、これ以上堂々めぐりをやっとうがらないから公開討論ですねとところまで行って、1つの案をつくって、向こうはそれを持って帰るところにまで行きました。

ガスの方は、ガスパイプラインをガス事業者以外の会社が料金を払って使える程度になっています。例えば東京電力が東ガスのガスパイプを使っていいという制度になっています。使うに当たって負担させられている料金が過大である可能性があるため、それをきちんと整理することです。

以上です。

○中条委員 では、続けて電気通信、郵便です。188 ページからの話はひととおり全部OKです。続けて、競争政策です。競争政策はここに書いてあることは、ほぼ全部OKです。ただし、196 ページの最後、先ほど申し上げた国交省との絡みですけれども、IATAの独禁法の適用除外制度の見直しですね。この部分だけはまだ議論が残っています。

そのまま続けて、基準資格認証で197～198 ページ。税理士試験と社会保険労務士試験の受験資格の見直しも終わっております。これも細かいことを言うと時間がかかりますので省略をいたしますけれども、基本的に税理士の試験については一次試験に対応するような、だれでもが受けられる日商簿記のようなものを一次試験のような形にすることによって、だれでも受けられるようにする。受験資格をなしにするということですね。

社労士については試験制度全体についての見直しを含めて検討をする。このところは受験資格が今、非常に緩やかではあるんです。こちらの要求としては、だったら全部の受験資格をなしにしろとの要求だったんですが、社会保険労務士の試験精度そのものを社会保険労務士協会が見直したという意向もあって、だったら試験制度そのものを見直すという方向に含めて考えた方がいいだろうということで、その考えを取り入れて、試験制度の見直しについて検討するという形になっています。

法務ですけれども、今ここに書いてある中で引っかかっているのは、法科大学院の組織について、それぞれの法科大学院の状況をどのように評価するかという点について、きちんとデータを各法科大学院が法務省なりに提出をして、評価をしてもらうということをやらなければいけないんですが、文科省が法科大学院に対してデータを提出しろということを言わないわけです。自分から提出したいと思っている6校ぐらいの特定の法科大学員からのデータだけで、今こういう状況だということを行っているわけです。

それは実態を反映しないではないかということで、全部のデータを提出しろと要求している。それを法務省に提出して、そこできちんと分析をしろということを行っているんですが、これを文科省が全く聞かないものですから、これは公開討論会にしよう。

本当は公開討論会ではもっと政策的なことをやりたくて、私も福井委員もそういう点では同じ意見なんですが、ただし、文科省は余りにこの基本的なことをやってくれないので、それをほっておくというのは規制改革会議としても問題ではないかと思って、テーマとしては少し次元が低いテーマではあるんですけれども、公開討論会をしたいと思っています。

以上です。

○草刈議長 中川副大臣がお帰りです。どうもありがとうございました。

(中川副大臣退室)

○草刈議長 まだ安念委員の分が残っていますが、これは事務局からお願いします。

○池田企画官 それでは、事務局から基本ルール及び官業改革についての御説明をさせていただきます。基本ルールは205 ページからでございますけれども、各省との間でまとまっております。

ただ、いつも安念先生の方から申し上げておりますように、従来からこれについては基本的なス

キームはきちんとできておりまして、実際に問題になるのは、各省の作業及び各省とともに私どもが行う作業になりますので、これについては各タスクフォースの御尽力を今後ともいただきながら、進めていきたいと思っております。

毎年規制にかかる通知通達の見直し結果を公表していくことについては決まっておるのですが、今回は、各省が見直したものにつきまして、外部に対する効果がないものについては明白に示すということを確保することができました。国民の立場からしますと、非常に大きなものではないかと思っております。

引き続きまして、官業改革の関係でございます。今回は翁委員、安念委員がメンバーでいらっしゃる減量効率化有識者会議との連携を取りながら、進めております。

独立行政法人が 10、その他の法人が 2つ、直轄の防衛施設についてということで、13 の項目について現在進めておりまして、各省と厳しい折衝を進めておるところですが、現在問題になっているものを御紹介させていただきます。まず 218 ページでございますが、独立行政法人航海訓練所、こちらは国土交通省の所管でございますけれども、文部省関係の例えば商船高等専門学校のようなところから委託を受けた形で航海訓練を行っております。これらの中で、実際は陸上に就職するという方に対しても多額の国費を使って、航海訓練を長期間実施しているということがございます。

また、航海訓練所が受けている委託費につきましても、ほとんどが国費になっているという問題がありまして、現在所管の国土交通省、商船高専等との関係がございまして文部科学省と厳しい議論を続けておるところでございます。明日、議長にもお出ましいただきまして、局長級の折衝をお願いすることとしております。これが今、一番問題となっているところでございます。

それ以外にも、独立行政法人都市再生機構、いわゆる UR でございますけれども、現在、建替え、その厳選、効率化、情報公開等について、国土交通省と議論をしております。

また現在、農林水産タスクフォースと合同で進めさせていただいております農畜産業振興機構について、まさに野菜ですとか畜産ですとか、価格調整の在り方という根本的なものについて議論を進めております。

また、第 1 次答申のフォローアップでございますけれども、緑資源機構についても同様に農林水産タスクフォースで力を入れていらっしゃる保安林などの関係も考慮しながら、廃止し、地方へ移管することとすることになっております緑資源幹線林道事業についても、きちんと費用効果分析をするということで行うことが必要であると、そうでなければ廃止の意味がないということで厳しい議論を進めているところでございます。

以上でございます。

○草刈議長 どうもありがとうございました。以上で一応終わりですが、今日は 3 時半まででしたので、もう時間になってしまいましたが、特段どうしても聞いておきたい、あるいは意見表明をしたいという方がございましたらお願いしたいです。

中条先生、1 つだけ教えていただきたいんですが、194 ページのところでご取の関係で、真ん中の具体的施策のところ、審判制度の在り方の検討とありますね。これはどういうことになっているんですか。死んでもやらないと言っていた。これは検事と裁判官と一緒にするのかという議論で

しょう。

○中条委員 勿論こちらの言い分は問題意識のところに書いてあるように、検事と裁判官と一緒にやるのはおかしいからやめなさいという考え方ですね。ただし、公取の方はこの研究会の報告書を踏まえて、要するに 17 年の改正によって両方のやり方、不服審査型の審査方式へと変更されたばかりであることと、この不服審査型の審査方式を恒久的制度とすることには疑義がありとまでは言っているわけですので、これから現在のやり方について、必要な検討を開始すべきであるというところで妥協したということです。

○草刈議長 要するに 20 年度に検討するということですか。

○中条委員 そうです。

○草刈議長 今日はこの重点取組事項が 15 個くらいあるのですが、その中の何点かをピックアップしたものです。今日の記者会見のときにこれを出すのが問題あると思った方はいますか。これは実際にやっていることだから、それで結論は書いていないので、今、八田議長代理がおっしゃっているようにできてしまったものは、それはそれでコメントをすればいいかと思いますが、よろしいですね。

○木場委員 広報からですが、公開討論についてなんです、昨日、厚労省との公開討論に出席しました。どうも記者の皆さんが聞きづらそうにしていちゃって、その後の記者会見でも聞き取れなかったという複数の意見が出まして、何と言っていたのかと聞き返されました。

せっかくのアピールの場なので、声が届かないというのはちょっと問題だと思いますので、事務局の方へのお願いになりますが、なるべく詰めてもっと前に来てもらうか、こういうマイクを使うようなことをしていただきたいと思います。あと数回あると思いますから、そこは是非配慮していただきたいと思います。

○草刈議長 それは是非お願いしたいと思います。でも、声の大きい人がこちら側には随分多いですね。

○木場委員 そうなんです。委員の方は問題ないんですが。

○草刈議長 それはよろしくお願いします。

ほかに何かございますか。よろしいですか。

議論の時間が非常に少なくなってしまうので申し訳ありませんが、もう時間が過ぎていきますので、この辺で終わりにしたいと思います。

最後に私の方から 1 点御了解いただきたい点がございます。これから八田議長代理、木場委員、その他何人かで記者会見をやらせていただきますが、今、申し上げたように、重点取組事項というペーパーを配布したいと思いますので、その点だけ御了解をいただきたいと思います。それはよろしいですね。

それでは、しつこいようでございますが、これで行きたいと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、これで終わりにしたいと思います、今日いろいろとお話を伺っていて、もう随分進んでいるところも多々おありになりまして、皆さんの御努力に大変頭が下がる思いでございます。

もうひと頑張りしないとまだまだという結構重い課題がございますので、最後のひと踏ん張りということで、是非是非力を結集をしてやりたいと思います。私自身も勿論必要なときには、会社の仕事はもう差し置いてというつもりでおりますので、御利用いただければと思いますので、今後ともよろしく申し上げます。

今日はどうもありがとうございました。